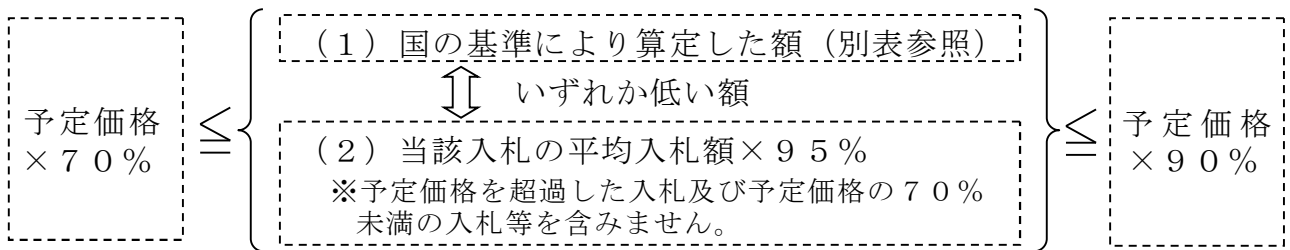


# 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準の見直しについて

著しい低価格による入札の防止策として、工事請負等の競争入札において導入している最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきまして、このたび、本市が準じている国の基準が改正されたことに伴い、以下のように工事の現場管理費に乘じる率を80%から90%に引き上げる等の見直しを行います。

## 1 算定基準

以下の(1)と(2)のいずれか低い額を最低制限価格(低入札価格調査基準価格)とします。ただし、予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%とし、予定価格の90%を超えるときは予定価格の90%とします。



### 【別表】

(1)の「国の基準により算定した額」は、次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計したものです。

区 分	①	②	③	④
工事請負、 公園・道路等 の維持管理	直接工事費 × 95%	共通仮設費 × 90%	現場管理費 × <b>90%</b> <旧80%>	一般管理費等 × 55%
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費 × <b>45%</b> <旧40%>	—
建築設計・監理	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
建築設備設計 ・ 監理				
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 × 90%	一般管理費等 × <b>45%</b> <旧30%>
補償コンサルタント				
地質調査	直接調査費	間接調査費 × 90%	解析等調査業務費 × <b>80%</b> <旧75%>	諸経費 × <b>45%</b> <旧40%>

## 2 実施時期

平成28年5月公告・指名分から実施